



島 根 県 報

平成22年 8 月 17 日 (火)

号外 第 145 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成20年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県病院事業管理者及び島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 8 月17日

島根県監査委員 井 田 徳 義

同 和 田 章 一 郎

同 山 崎 悠 雄

同 山 川 博 司

平成20年度公営企業会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容等

添付意見	措置の内容・処理方針
<p>1 病院事業（病院局）</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>1) 医療従事者の確保について</p> <p>① 医師の確保について</p> <p>医師については、処遇改善や宿舍の整備等により、一定の確保がなされたところである。</p> <p>しかしながら、平成21年6月現在で定員に対して5名が欠員となっており、診療科によっては医師が1名しかいない状況にあり、今後の診療に支障が出るおそれがある。</p> <p>また、後期臨床研修医も募集に対し充足していない状況にあり、救急の当直勤務により医師の業務が過重なものとなるなど、その勤務環境は依然として厳しいものがある。</p> <p>については、県民に対して良質な医療を安定的に提供していくために今後とも積極的に医師の確保に努められたい。</p> <p>② 看護師の確保について</p> <p>平成21年4月から「7対1」看護配置を導入し、入院患者へのより手厚い看護を実現したところであるが、育児休業等の取得者も多数あり、それを円滑に実施するために必要な看護師を十分に確保できていない状況にある。</p> <p>こうした状況が続けば、看護師の勤務環境がより厳しいものとなることが懸念されるとともに、「7対1」看護配置の継続ができなくなった場合には診療報酬が減額となって、経営に大きな影響を与えかねない。</p> <p>については、「7対1」看護配置を継続していくために、看護師の確保に引き続いて取り組まれたい。</p> <p>③ 育児休業等後の復帰対策について</p> <p>医師や看護師等が育児休業等により長期にわたって休職した場合、高度な専門性や安全性を要求される医療現場への不安から、なかなか職場復帰が進まないという状況がある。</p> <p>については、職場復帰が容易なものとなるよう、各人の状況に応じた職場研修の実施や勤務しやすい職場環境づくり等に配慮し、貴重な人材が病院の職場で働き続ける</p>	<p>全国的に医師の確保が厳しいなか、県立病院としての役割を果たすため医師の勤務環境と処遇の改善を図ることが喫緊の課題である。</p> <p>このため平成21年4月から、医師の初任給調整手当の引き上げ、救急当直翌日の勤務を半日とする変形労働時間制の導入、及び救急当直医の業務増に対する特殊勤務手当の充実など処遇改善を行った。</p> <p>さらに平成22年4月からは、医療事務作業補助者を21名増員し27名体制とするなど医師の事務負担軽減を図ったところである。</p> <p>引き続き医師の勤務環境と処遇の改善に努めていく。</p> <p>「7対1」看護体制を安定的に運営するのに必要な看護師を確保するため、平成21年度中途に経験者を対象とした採用試験の実施や臨時看護師の募集を行ったことで、同年度は「7対1」看護体制が維持できたところである。</p> <p>平成22年度に向かって「7対1」看護体制の安定を図るため、2回の新卒者を対象とした採用試験を行うとともに、平成22年度からは臨時看護師（日勤）及びパート職員の賃金の引き上げを行った。</p> <p>今後とも引き続き、看護師確保と勤務環境の充実に努めていく。</p> <p>看護師が職場復帰する際には、復帰が円滑に進むように育児休業前と同じ職場へ配置するよう配慮するとともに、職場での研修によるサポートを行っている。</p> <p>また、復帰直後には夜勤を避けるなどの勤務ローテーションへの配慮も行っている。</p>

ことができるように取り組まれない。

④ 院内保育所の開設について

平成22年4月から開所を予定している院内保育所については、運営方法や料金設定等について十分な検討を行い、医療従事者の確保や働きやすい職場づくりのために、できるだけ有効なものとなるようにされたい。

平成21年4月から院内保育所開設準備委員会を設置し、施設整備及び保育内容等の検討を行い、平成22年3月30日から、院内保育所を開設した。

保育所利用予定者等の意見をふまえ、更に出雲市内認可保育所や他の院内保育所の状況を参考とし、その結果、夜間保育の実施や週休日の開所等、職員が利用しやすい保育内容とした。

(2) こころの医療センター

1) 精神科救急入院料の維持への取組について

センターでは、急性期病棟の整備等を行い、診療報酬の加算が受けられる急性期病棟に係る精神科救急入院料の算定を平成21年4月から開始した。

精神科病院の診療報酬における「精神科救急入院料」は重症の精神科救急患者を多く受け入れる基幹的医療機関を評価したものであり、精神科急性期医療を担う県立の精神科病院として、「精神科救急入院料」の算定は重要な意味を持つものと認識している。

これは、急性期にある入院患者の短期集中治療の実施と社会復帰支援や地域での生活支援による早期退院・早期社会復帰の促進、措置入院患者等の受入などに積極的に取り組んだ結果であり、経営の安定に大きく寄与するものである。

今後とも継続して算定するため、引き続き関係機関と綿密な連携を図り、適正な病床運用と施設基準の管理を行いたい。

については、引き続き関係機関と緊密な連携を図り、精神科救急入院料の維持に向けた取組を推進し、経営の安定に努められたい。

2) 長期入院患者等への取組について

センターでは、総合リハビリテーション部門を中心として、関係機関と連携し、入院患者の早期退院や社会復帰の取組を積極的に推進しており、その結果、平成20年度の平均在院日数は174日と前年度に比較して62日減少している。

長期入院患者の退院促進や社会復帰に向けた取組の推進については、地域移行支援を行う専門の部門として「総合リハビリテーション室」を定着させ、相談部門、リハビリ部門、デイケア部門の各部門の有機的な連携を推進するとともに地域とのより緊密な連携により退院促進及び地域生活支援機能の強化を図ります。

1年以上の長期入院患者も減少傾向にあるが、なお平成20年度末においては、112人と入院患者全体の56.9%を占め、このうち5年以上の入院患者が64人を占めている状況にある。

また、新規入院患者の入院が長期化しないよう、集中的な治療を実施します。

については、引き続き、長期入院患者の退院促進や社会復帰に向けた取組を推進するとともに、新規入院患者の入院が長期化しないよう努力されたい。

(3) 病院全事業

1) 病院事業中期計画等について

病院局においては、平成21年3月に、「島根県病院事

病院事業中期計画については、平成21年10月に、平成

業中期計画」(平成19年4月策定)を見直し、新たな経営目標や収支計画等を盛り込んだ「島根県病院事業中期計画2009」(計画期間:平成21年度から24年度)を策定した。

この中期計画の見直しを受けて、両病院では、計画の内容を具体化したそれぞれのアクションプランを改定したところである。

については、これまでにおける目標の達成状況や取組の進捗に係る評価・検証を踏まえ、新たな中期計画及びアクションプランの着実な達成に向けて努力されたい。

2) 地方公営企業法の全部適用について

昨年度の決算審査意見において、地方公営企業法の全部適用の効果をより発揮するため、中央病院とところの医療センターとが委託業務や購入業務の共同化等を一層推進するよう、病院局での検討を促したところである。

しかしながら、各病院の現場において個々の事業についての検討はなされているものの、病院局全体としての総合的な取組はまだ十分ではない。

については、県立病院課を中心として、両病院で共同化が可能な事務事業を洗い出し、具体的に検討されたい。

3) 未収金対策について

両病院における医療費の個人負担未収金のうち1年以上経過したものは、増加傾向にあったものが、平成20年度末は1億4,551万円余となっており前年度末の1億4,700万円余と比べて約150万円の減となり、近年はじめて減少に転じている。

これは、両病院において未収金発生抑制及び回収に積極的に取り組んだ結果によるものであり評価されるところである。

しかしながら、未収金は未だ多額に及んでいるためその縮減に向けて、今後とも引き続き回収に努力されたい。

また、決算書において、この未収金が、今後回収が困難なものも含めて資産として計上されているが、このことは、適正な資産表示の原則から好ましいことではないので、回収が困難なものについては、基準を定めて欠損処理するよう、引き続き会計処理及び債権管理について検討されたい。

20年度の病院事業会計決算が調ったことを受けて、平成19年度及び20年度の2年間の取り組み内容や成果、今後の取り組み等その達成状況をまとめたところである。

今後とも、県立病院としての役割と使命を果たしていくため、新たに策定した「島根県病院事業中期計画2009」及び両病院の「中期計画アクションプラン2009」の着実な達成に向けて努力していく。

中央病院とところの医療センターの業務の共同化については、この度の意見を踏まえ、改めて両病院で共同化が可能な事務事業を洗い出したところ、総合病院と精神科単科病院という診療科の違い等から大きな効果は見いだしにくい状況ではあるものの、平成19年度から共同実施している燃料油の契約事務や企業債の借入事務に加えて、現時点で一定の効果が期待できる業務として統合情報システム保守管理業務の共同実施の可否について検討を始めたところである。

今後とも引き続き、費用対効果を検証した上で共同化が可能なものについては、具体的に検討を進めていきたい。

1. 未収金の回収について

医療費未収金については、平成17年度に策定した未収金対策要項により、事務担当者、医療相談スタッフ、看護師等が連携し、未収金の未然防止と早期回収に取り組んでいる。

中央病院では、医療費の個人負担分未収金について、出産育児一時金や高額療養費の委任払い制度や平成19年10月から導入したクレジットカード払い(分割納入が可能)の利用を促進することにより未収金の新規発生の予防に努めている。

また、本人や家族等への、来院時における面談、家庭訪問等を実施し未収金の回収に努めており、平成20年4月から医事業務委託先企業に対し訪問担当1名を配置し、再来院時の支払相談や訪問活動の充実を図った。

これらにより、平成20年度末における未収金は減少したところである。今後とも関係部署と連携して、未収金の未然防止と回収に取り組んでいく。

<p>4) 引当金の計上について</p> <p>昨年度の決算審査意見として、退職給与引当金及び修繕引当金について、他県の事例や総務省の「地方公営企業会計制度研究会」から平成17年3月になされた報告等を参考に、明確な算定根拠を設定するようにと指摘したところであるが、今年度の決算においては増減されることなく、昨年度と同額の引当金が計上されている。</p> <p>これは、他県においても明確な基準の設定のもとに計上しているところはほとんどないこと、また、総務省が新たに発足させた「地方公営企業会計制度等研究会」において改めて算定基準等が検討され、その結果に基づいて会計制度が改正される予定になっていることによるものである。</p> <p>については、今後の制度改正を踏まえ、引当金について適正に算定し計上するようになされたい。</p>	<p>2. 決算書における未収金の資産計上について</p> <p>現在総務省において地方公営企業会計の制度改正の作業が進められおり、退職給付引当金の義務化の検討に関連して、新たな引当金として、未収金にかかる引当金の計上について検討されている。今後示される制度改正の詳細を受け、未収金にかかる引当の計上を含めて資産の計上方法について検討していく。</p> <p>現在総務省において地方公営企業会計の制度改正の作業が進められおり、その一つとして退職給付引当金計上の義務化等が検討されているところである。今後示される制度改正の詳細を受け、引当金の計上方法について適切に対応していく。</p>
<p>2 電気事業の運営について（企業局）</p> <p>1) 隠岐大峯山風力発電所の安定運営について</p> <p>平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し、平成18年度は22.4%、平成19年度は19.7%だったが、平成20年度は26.2%となり、運転開始以来最も高い数値を記録した。これは、修理用予備品の確保や地元業者の活用等による故障停止時の復旧処理の迅速化が図られてきたこと等によるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、落雷等に起因する機器の故障による停止は依然として相当の時間数にのぼっており、これまでの諸対策の検証を十分に行うとともに、目標の達成に向けて管理運転手法の確立に一層努められたい。</p> <p>2) 江津高野山風力発電所の安定運営について</p> <p>江津高野山風力発電所は、所定の風況が得られず完了</p>	<p>これまで実施してきた雷対策により、平成21年度の雷による停止時間は平成20年度の約1,900時間（3基分計）と比較して7割減少し、約500時間となった。一方で電力安定化装置が故障し長期停止したことにより、故障による停止時間合計は平成20年度と比較して約100時間の減少に止まった。このため、設備稼働率は平成20年度並の81.4%となり、設備利用率についても平成20年度並の26.0%であった。</p> <p>引き続き、修理用予備品の確保や地元業者の活用等により故障停止時間の短縮に努め、設備稼働率の向上に努めたい。設備利用率については、風況に左右されるところもあるが、設備稼働率の向上により目標（33%）達成に努めていく。</p> <p>初期トラブルによる停止もあったが、トラブル対策及</p>

検査が遅れたため、予定より 3 ヶ月遅れて平成21年 2 月に運転開始した。

隠岐大峯山風力発電所の教訓を踏まえ、雷被害対策、機器等の故障に対する迅速な復旧措置を盛り込んだ保守管理契約の締結など、諸対策が講じられてきている。

しかしながら、運転開始 2 ヶ月間の設備利用率は 18.4% で、初期トラブルの発生などにより目標である 21% に達していない状況にあり、できるだけ早期に運転が軌道に乗るよう、管理運営に万全を期されたい。

3 工業用水道事業の運営について（企業局）

1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は、ここ 10 年、60% 台前半で推移し、当面契約水量の増加は期待できない状況にある。また、今後、施設の老朽化等に伴う修繕・改良事業が予定され、収益見通しが悪化していくことが想定されている。

については、安定的な用水供給に向けて、引き続き経費の節減や計画的・効率的な修繕・改良事業の実施、適切な単価見直しを行うとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など、新規需要の掘り起こしに努められたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業は、事業開始以来、給水先は 1 企業であり、経済不況の影響もあって売水率は 11.7% で低水準に止まった。

昨今の厳しい経済環境にはあるが、今後の需要拡大に向けて、知事部局、地元市、関係団体等と連携を密にししながら、引き続き用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに 23 万 m³ の用水を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に 5 万 m³、江の川水道事業に 2 万 7 千 m³ の用水を利用しているが、残りの 15 万 3 千 m³ については、昭和 51 年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費

び迅速な復旧に努めたことにより、設備稼働率は 85.4%（平成 20 年度 76.5%）に向上した。平成 21 年度の設備利用率は 16.9%（（2～3 月）24.1%）であった。

引き続き、修理用予備品の確保や地元業者の活用等により故障停止時間の短縮に努め、設備稼働率の向上につなげたい。設備利用率については、風況に左右されるところもあるが、設備稼働率の向上により目標（21%）達成に努めていく。

平成 21 年 10 月から基本料金を 16.5 円/m³ から 17.5 円/m³ に改定し、収支の均衡を図ったところである。

なお今後更に、施設老朽化、耐震化への対応のため収支の悪化が予想されることから、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約などによる需要拡大対策に取り組んでいく。

給水先は 1 企業で、景気低迷により 800 m³/日に低下していた給水量は平成 22 年 4 月には、1,600 m³/日まで増加してきた。

需要拡大のためには、江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致が不可欠であり、景気低迷の状況にあるが、引き続き、商工労働部・地元市と連携して用水型企業を訪問し、企業立地促進助成金制度や江の川工業用水道料金補助金制度などを P R するなど、用水型企業の誘致に取り組んでいく。

平成 21 年度末をもって企業会計から一般会計に移管した。

を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も適当ではない。

企業局においては、この事業について包括外部監査意見や決算審査意見を受け、これまで種々検討がされてきたものの、結論が見出せていない。

こうしたことを踏まえ、昨年度の審査意見で「一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。」と述べたところであるが、進展が図られるよう、課題や問題点を整理し、県との協議を積極的に進められたい。

4 水道事業の運営について（企業局）

1) 江の川水道事業の事業運営について

① 今後の事業運営について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となるため、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより、供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

江津市においては、旧江津市にかかる全ての簡易水道の上水道切替が完了し、当面、水需要の増加は見込めない状況にある。こうした中、企業局、大田市、江津市の三者で「水道事業に関する総合的検討会」が設置されたところであり、今後料金のあり方や効率的運営等について様々な視点から協議を進められたい。

② 運転監視業務の外部委託について

江の川水道事業については、平成21年10月から管理運営の効率化に伴う組織体制見直しの一環として、夜間及び土曜・日曜・祝日の運転・監視業務の外部委託が計画されている。安全・安心な水の安定供給は、企業局の業務の根幹であり、民間への業務委託にあたっては、業務内容や責任体制の明確化に留意し、適切な運営の確保に万全を期されたい。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の給水開始に向け建設工事が順調に進められてきている。

引き続き建設事業費の縮減に努めるとともに、供給開始まで1年数ヶ月となる中で、適切なスケジュール管理

料金の算定期間を原則3年から10年に延長し平準化することによる初期段階での資本費の負担軽減策と、送水設備の一部を企業債の償還がほぼ終了する時期に受水市へ移管することによる資本費負担軽減策を織り込んだ平成22年度からの受給契約を締結した。

平成21年10月1日から江の川水道事業の運転監視業務の一部を外部委託としたところであるが、委託業者に対する指導を徹底し、安全・安心な水の安定供給に万全を期したい。

平成23年4月の給水開始に向け、施設整備は順調に進んでいる。

受水費については安価な工法の採用、機械設備の仕様の見直しや飯梨川水道との一体的な運転管理により、受水費総額が30年間の平均で年約10億円となり、平成16年度の見込額約13億4千万円と比較し、25%程度縮減できる見込みとなった。この試算をもとに受水市町と協議を

のもとに、供用開始に向けた諸準備に万全を期されたい。
特に、将来展望を踏まえた東部地域における水の安定供給に向け、料金設定のあり方や運営管理の効率化などについて、十分な検討、協議を行われたい。

3) 飯梨川水道事業の事業運営のあり方について

飯梨川水道事業における水供給は、施設能力の限界に達しつつある中で、平成20年度は、ろ過機能低下による給水制限が実施されるなど、浄水設備、取水設備とも施設規模、機能面で課題を抱えながらの運用となっている。

また、飯梨川水道事業においては今後、施設・設備の老朽化に伴う改良・更新や耐震化に向け、相当の投資が必要とされ、企業局では向こう10年間の改良計画を策定し、順次事業を進めていくこととしている。一方、取水施設のように、斐伊川水道建設事業の水需要や供給開始時期との関連で、改良・更新の具体的方針等が定まっていない事業もある。

いずれにしても、東部地域における水の安定供給のために、重要な役割を担う飯梨川水道の事業運営のあり方について、斐伊川水道建設事業との関連を踏まえ、検討を進められたい。

5 宅地造成事業の運営について（企業局）

1) 各工業団地の分譲促進について

厳しい経済環境におかれているが、今後とも、未分譲地の売却促進に向け、知事部局、地元市、関係団体等と連携し、引き続き分譲促進に努められたい。

6 企業局全事業について

1) 次期経営計画の策定に向けて

次期経営計画の策定に向けては、現経営計画の戦略目標と行動計画に掲げられた各施策・事業について、改めて評価や検証を客観的に行っていくことが必要である。

また、計画の策定にあたっては、県民、関係企業、関係市町等に企業局の経営の現状や課題、展望を分かりやすく情報提供し理解を深めることも大切である。

その上で、積み残された課題や企業局の今日的ニーズ、将来的役割を十分に踏まえた、経営の基本方針や事業展

行い、適切な料金の設定に努めていく。

現在、飯梨川水道は施設能力の限界状態で給水しており、万一故障等が生じた場合には給水制限を行わざるを得ない状況となっている。安定給水のために、平成23年4月から斐伊川水道と一体となった運用を図り施設能力に余裕を持たせることとしている。それを踏まえて、今後の施設整備、耐震化を検討する。

江島工業団地については、平成21年12月に新たに約1.6haの分譲を決定し、これにより分譲率は91.5%となる。一方、江津地域拠点工業団地については分譲率は63.5%に止まっている。

景気低迷の状況にあるが、引き続き商工労働部・地元市と連携を密にし、企業訪問を行うなど分譲促進に努めていく。

次期経営計画については、これまでの取組について実績の評価を行い、現計画で積み残しとなっている課題、新たな課題を踏まえ、企業局の今後のあり方、基本方針や事業展開について中長期的な視点で新たな計画を平成22年度中に策定する。

策定に当たっては外部の幅広い意見を計画に十分反映するため、外部有識者を構成員とする検討委員会を設置することとしている。

開、収支見込みを明らかにした計画となるよう外部の意見等を取り入れながら策定作業を進めていく必要がある。